

「北九州内分泌研究会」会則

第1条(名称)

本会は、「北九州内分泌研究会」と称する。

第2条(事務局・会計幹事)

本会の事務局は、〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1 産業医科大学に置き、第一内科学講座 岡田洋右先生を担当とする。

本会の会計監事を〒805-0050 北九州市八幡東区春の町5-9-27 済生会八幡総合病院に置き、担当を内科 佐藤薫先生とする。

第3条(目的)

内分泌疾患の基礎的ならびに臨床研究の推進をはかり、かつ、情報交換を行い医療の向上に寄与することを目的とする。

第4条(組織)

本会に代表世話人、世話人を置く。

第5条(世話人)

代表世話人、世話人は世話人会を組織し、この会則に定める事項を決議し、執行する。

第6条(代表世話人)

代表世話人の職務は次の各項である。

代表世話人は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

代表世話人は、必要に応じて世話人会を招集する。

第7条(事務局)

事務局は、プログラム、出席者の記録、すべての議事録を保管する。

第8条(運営)

本会の運営は、世話人および大塚製薬株式会社が協議決定する。

本会の開催にあたっては日本内分泌学会九州支部・北九州医師会・北九州内分泌研究会及び大塚製薬株式会社が共催する。

第9条(会費)

年会費は千円とする(12月に徴取する)。

第10条(変更)

本会則は、世話人および大塚製薬株式会社の協議にて改正することができる。

第11条(施行)本会則は、平成16年6月1日より施行する。